渋谷区ジェンダー平等推進行動計画（案）のポイント

■ 名称について

このたび策定する行動計画では、「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」の理念を踏まえながら、SOGIにかかわらず、誰もが安心して生活し、社会のあらゆる分野に参画できる地域社会の実現を目指す「ジェンダー平等」の考え方を計画全体の軸とする。そのため、これまでの男女平等や性の多様性の取組を継承・発展させる計画として、名称を「男女平等・多様性社会推進行動計画」（以下、現行動計画）から「渋谷区ジェンダー平等推進行動計画」と変更し、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置づける。

■ 位置づけについて

現行動計画は、施策の柱に応じて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく渋谷区の「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく渋谷区の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」として位置づけている。これに加え、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく渋谷区の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」としても位置づける。

■ 評価指標について

現行動計画における評価指標の考え方を踏まえ、施策の柱や事業との関係性を整理し、施策の進捗状況等を確認するため、新たに「成果目標」と「参考指標」の枠組みを用いる。



■ 計画期間について

これまでの取組の成果と社会情勢の変化を踏まえて、現行動計画期間と同様に5年間とし、2027年度（令和9年度）～2031年度（令和13年度）とする。